

結了

監業第一九一九三號

大正拾五年六月三日

廣島逓信局

貯金局御中

日本銀行國庫事務取扱改正ニ關スル件

對貯業第二九二五號回答

右ハ門司支店出向員ノ取扱範圍明確ナラサルニ付協定ノ内容照會セシ
 モノナルモ之レヲ取扱ノ細目ニ關シテハ明確ナル協定無之様認メラル
 ルニ付下關局ニ於テハ五月四日監業第一五二〇九號照會左記第二號ノ
 方法ニ依リ引續キ取扱フコトニ門司支店側トモ協商濟ノ趣ニ付了知置
 相成度

貯金局

めくれす

結了

貯業第二九二五號

大正十五年五月七日立案

大正十五年五月十五日發送

局長 課長 事務官 第一法規

回 答 案 年 月 日

貯 金 局

廣島逓信局宛

日本銀行國庫事務取扱改正ニ關スル件

對監業第一五二〇九號五、四

右來照ノ件ハ日本銀行ヨリノ左記照會ニ依リ便宜之ニ應スルコトニ相

貯 金 局

成タル義ニ有之候條了知相成度

記

圖甲第一六號

大正十五年三月二十五日

日本銀行國庫局長

貯金局長平塚米次郎殿

三月十六日付ヲ以テ國庫事務取扱方改正ノタメ各縣歲出金取繰郵便局ヲ本行本文店所在地ノ郵便局ニ限定方及御依頼候處山口縣下ノ本行代理店ハ門司支店ノ統轄ニ屬シ居リ候關係上同縣内支出官ノ發行ニ係ル郵便取扱歲出金支拂通知書ニシテ支拂濟ノ分ハ當行門司支店ニ於テ整理致候ニ付此分ニ限り取繰郵便局ヲ下關郵便局ニ御指定相願度向該支拂通知書受領ノタメ毎日一回當行門司支店員ヲ下關郵便局ニ派遣スルコトト可致此段得貴意候也

「朱書」

参考

本件ハ下關郵便局ニ於テ門司支店ヨリ振替拂證書ト支拂濟通知書ト
 ノ引換ヲ受クルハ取極ノ翌日トナル趣ニ付之ヲ當日中ニ引換ヲ了ス
 ヘク日本銀行ヘ交渉セルニ門司支店ヨリ本店ヘノ通報ニ依レハ門司
 支店員ニシテ下關ヨリ通駈スル者アルヲ以テ之ヲ利用シ毎兩下關郵
 便局ニ立寄ラシメ支拂通知書ノ要項ヲ記載セルモノヲ持リ歸リ相當
 調査ノ上午後之ニ對スル振替拂證書ヲ下關局ニ持參シテ支拂通知書
 ト引換交付シツツアル旨ノ私信体ノ通報アリテ之ニ依レハ當日中ニ
 引換ヲ了スルコトトナルモ尙一應照會ヲ發シ確ムルトノコトニ付何
 レニシテモ可成當日中ニ引換ノコトニ取計方依頼シ置ケリ

貯金局

大正十五年五月四日

廣島遞信局

貯金局御申

日本銀行國庫事務取扱改正ニ關スル件

對貯業第一九二一號

右來歴追書ニ基キ下關局ニ於テハ切時間中ニ取銀メタル支拂通知書ヲ當日出納日報ニ計上シ得ル方法ヲ打合タルニ門司支店ニ於テハ當日取銀メタル支拂通知書ニ對シ當日取扱時間内ニ處理シ振替證書トノ引換ヲ了スルコトハ不可能ノ旨申出テ假ニ此方法ヲ採ルトシテモ之カ處理ノ爲メ第一回ハ支拂通知書ノ受領ニ第二回ハ振替證書ノ交付ニ一日二回はモ出向セシムルコトハ銀行側トシテモ出來得ル問題ニアラス現ニ一回ノ出向ニサヘ苦痛ヲ感シツツアル旨ヲ訴ヘ居レルニ依リ下關局ニ於テハ差向左記ノ方法ヲ執リツツアルモ處理上必要ニ付貴局ニ於テ日本銀行本店ト協定サレタル事項ノ内容同示相成度

貯金局

記

一、毎日ノ打切り時刻ヲ午后二時トシ原簿登記日計表ノ作製其他ノ處理ヲ了シタル上右取銀メタル或出金支拂通知書ハ左記様式ノ内譯書ヲ作製シ爲替貯金取扱時間締切後日附印ノ更植ヲ俟ツテ日計表支拂通知書等ニ翌日ノ日附印ヲ押捺シ此内譯書ヲ午後五時乃至六時頃下關局ニ出向スル銀行員ニ交付シ之ニ對スル振替證書ハ翌日午後五時乃至六時ニ持參スルニ付此時支拂通知書ヲ引換ニ交付ス

記

小切手振出	小切手	金額	債主	發行官
日	番			

三、前記方法ニ依リ取扱ヒ居レル處銀行側ニ於テハ更ニ内譯書ニ依ラス
 當日計算トナル支拂通知書ノ交付ヲ受ケ之カ正否ヲ一應調査ノ上ナ
 ラテハ振替證書トノ引換ハ甚々苦痛トスル旨申出テ下欄局ニ於テモ
 内譯書作製等ニ不尠ラサル手數ヲ要シ取纏上支應ヲ來ス虞アルト相
 互ノ不便ヲ感シタルヲ以テ本月廿七日以降左記様式ニ依ル支拂通知
 書ノ引渡薄ヲ設ケ内譯書交付ヲ廢シテ實物支拂通知書ヲ交付スルコ
 トトス其他ノ日附印押捺方振替證書ノ持券等ハ前ノ通り

記

通知	計算	月日	枚	數	金	額	受銀	印行	者引	印渡	備	考

貯金局

乙

貯業第二〇二〇號

貯第一三三號

大正十五年四月五日立案

大正十五年四月七日發送

事務官

第一法規

局長

課長

次官

業 經 集

服 豫 監

(第一案)

日本銀行國庫金取扱規程改正ニ伴フ各廳
歳入金取廻郵便局及歳入徴收官配置表、
各廳歳出金取廻郵便局及日本銀行配置表
變更ニ關スル件

告知案

貯金局

○來四月十五日ヨリ各廳歳入金取廻郵便局及歳入徴收官配置表、各廳
歳出金取廻郵便局及日本銀行配置表左ノ通り改正ス

一、各廳歲入金取銀郵便局及歲入徵收官配置表
 歲入徵收官取銀郵便局拂込銀行名
 在東京府

東京府東京中央	東京稅務監督局同	神田橋稅務署同	永代橋	京橋	幸橋	四谷	水道橋	廣橋	兩國橋
品川	澁橋	板橋	龜戶	青梅	八王子	小笠原	神奈川縣橫濱	橫濱稅務署同	川崎
品川	澁橋	板橋	龜戶	青梅	八王子	小笠原	神奈川縣橫濱	橫濱稅務署同	川崎
品川	澁橋	板橋	龜戶	青梅	八王子	小笠原	神奈川縣橫濱	橫濱稅務署同	川崎
品川	澁橋	板橋	龜戶	青梅	八王子	小笠原	神奈川縣橫濱	橫濱稅務署同	川崎

大磯	小田原	橫須賀	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和
大磯	小田原	橫須賀	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和
大磯	小田原	橫須賀	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和
大磯	小田原	橫須賀	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和
大磯	小田原	橫須賀	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和	埼玉縣浦和

貯金局

共四號

めくれ了

3

名古屋稅務署同	名古屋稅務監督局同	愛知縣名古屋	愛知縣	都留	荏岐	織澤	甲府稅務署同	山梨縣甲府	山梨縣	沼津	濱松	見付	太田	境	下館	土浦	龍ヶ崎	麻生	松原	水戶稅務署同	茨城縣水戶	茨城縣	松戶	木更津	北條	
銀本日	銀本日	三重縣津	三重縣	大濱	豐橋	田口	岡崎	半田	津島	一宮	小牧	藤枝	藤枝	下田	靜岡縣同	靜岡縣	大田原	足利	栃木	眞岡	鹿沼	宇都宮稅務署同	栃木縣	栃木縣	北條	
四日市	津	桑名稅務署桑名	三重縣津	大濱	豐橋	田口	岡崎	半田	津島	一宮	小牧	藤枝	藤枝	下田	靜岡縣同	靜岡縣	大田原	足利	栃木	眞岡	鹿沼	宇都宮稅務署同	栃木縣	栃木縣	北條	
四日市	津	桑名	三重縣津	大濱	豐橋	田口	岡崎	半田	津島	一宮	小牧	藤枝	藤枝	下田	靜岡縣同	靜岡縣	大田原	足利	栃木	眞岡	鹿沼	宇都宮稅務署同	栃木縣	栃木縣	北條	
行銀本日	行銀本日	行銀本日	行銀本日	店支屋古名行	店支屋古名行	店支屋古名行	店支屋古名行	店支屋古名行	店支屋古名行	店支屋古名行	店支屋古名行	店支屋古名行	行銀本日	行銀本日	行銀本日	行銀本日	行銀本日	行銀本日	行銀本日	行銀本日	行銀本日	行銀本日	行銀本日	行銀本日	行銀本日	行銀本日

貯金局

其四號

めくれす

上 X

輪島	小松	七尾	金澤	石川	石川	小濱	敦賀	武生	大野	福井	福井	郡山	高山	惠那	多治見	關	岐阜	岐阜	本ノ本	尾鷲	上野	宇治山田	松坂
輪島	小松	七尾	金澤	石川	石川	小濱	敦賀	武生	大野	福井	福井	八輪	高山	中津	多治見	關	岐阜	岐阜	本ノ本	尾鷲	上野	山田	松坂
店支澤金行銀本日					店支澤金行銀本日					支屋古名行銀本日					店支屋古名								
北	南	西	東	大阪	大阪	出町	高岡	魚津	富山	富山	富山	飯田	中野	大町	松本	西筑摩	伊那	上諏訪	上田	岩村田	長野	長野	大垣
同	同	同	同	大阪	大阪	出町	高岡	魚津	富山	富山	富山	飯田	中野	大町	松本	富山	伊那	上諏訪	上田	岩村田	長野	長野	大垣
大行銀本日				店支澤金行銀本日				店支本松行銀本日										店					

貯金局

共四

めくられ

5

水口	大津	滋賀	吉野	葛城	奈良	奈良	和山	洲本	柏原	豊岡	福知山	園部	伏見	上京	下京	京都	岸和田	住道	富田	堺	茨木	玉造
水口	大津	滋賀	上野	高田	奈良	奈良	和山	洲本	柏原	豊岡	福知山	園部	伏見	同	同	京都	岸和田	住道	富田	堺	茨木	同
銀行	日本	大津	支店	大阪	銀行	日本			支店		京行	銀本	日							店支	阪	
徳島	新宮	田邊	御坊	湯淺	粉河	和歌山	和歌山	長濱	今津	彦根	八幡	上郡	龍野	姫路	加古川	社	明石	伊丹	西宮	神戸	兵庫	宮津
徳島	新宮	田邊	御坊	湯淺	粉河	和歌山	和歌山	長濱	今津	彦根	八幡	上郡	龍野	姫路	加古川	社	明石	伊丹	西宮	神戸	兵庫	宮津
				支店	大阪	銀行	日本			支店	京都										店支	都

監 金 局

其内

めくれす

川本	大森	今市	大東	松江	島根	米子	倉吉	鳥取	鳥取	忠海	高知	安藝	赤岡	中村	須崎	高知	池田	脇坂	那賀	徳島	徳島	
川本	大森	今市	大東	松江	島根	米子	倉吉	鳥取	鳥取	忠海	高知	安藝	赤岡	中村	須崎	高知	池田	脇坂	那賀	徳島	徳島	
川本	大森	今市	大東	松江	島根	米子	倉吉	鳥取	鳥取	忠海	高知	安藝	赤岡	中村	須崎	高知	池田	脇坂	那賀	徳島	徳島	
江松行銀本日					支店 松江 銀行 日本					支店 大阪 銀行 日本					支店 大阪 銀行 日本							
津山	久世	高梁	玉島	倉敷	味野	瀬戸	岡山	岡山	西郷	益田	濱田	庄原	三次	府中	福山	尾道	西條	吉田	可部	吳	廣島	廣島
津山	久世	高梁	玉島	倉敷	味野	瀬戸	岡山	岡山	西郷	益田	濱田	庄原	三次	府中	福山	尾道	西條	吉田	可部	吳	廣島	廣島
津山	久世	高梁	玉島	倉敷	味野	瀬戸	岡山	岡山	西郷	益田	濱田	庄原	三次	府中	福山	尾道	西條	吉田	可部	吳	廣島	廣島
山岡行銀本日							支店				支店 廣島 銀行 日本											

貯金局

共四號

山鹿	天草	人吉	八代	官地	高瀬	熊本	熊本	熊本	熊本	字和島	卯之町	厚狭	萩	下関	三田尻	徳山	岩國	山口	山口	山口	西大寺	笠岡	新見	英田
山鹿	本渡	人吉	八代	官地	高瀬	熊本	熊本	熊本	熊本	字和島	卯之町	厚狭	萩	下関	訪府	徳山	岩國	山口	山口	山口	西大寺	笠岡	新見	林野
店支本熊行銀本日											店支司門行銀本日													
久留米	直方	福岡	福岡	嚴原	武生水	福岡	平戸	島原	佐世保	長崎	長崎	八幡濱	大洲	新居	今治	松山	愛媛	高松	土庄	長尾	丸龜	香川	香川	
久留米	直方	福岡	福岡	嚴原	郷浦	福岡	平戸	島原	佐世保	長崎	長崎	八幡濱	大洲	西條	今治	松山	愛媛	高松	土庄	長尾	丸龜	香川	香川	
行銀本日				店支司門行銀本日											支岡銀行日本									

貯金局

めくれず

大島	鹿屋	岩川	加治木	隈之城	知覽	鹿兒島稅務署同	鹿兒島縣	鹿兒島縣	高千穂	延岡	高鍋	都城	竹田	三重	白杵	日出	大分稅務署同	大分縣	大分縣	遠賀	行橋	小倉	大牟田	八女	大川
名瀬	鹿屋	岩川	加治木	川内	知覽	同	鹿兒島縣	鹿兒島縣	高千穂	延岡	高鍋	都城	竹田	三重	白杵	日出	同	大分縣	大分縣	折尾	行橋	小倉	大牟田	福長	若津
日 本 銀 行 本 部													日 本 銀 行 本 部					日 本 銀 行 本 部							
築館	古川	仙臺稅務署同	仙臺稅務監督局同	宮城縣	宮城縣	八重山	宮古島	國頭	那覇稅務署同	沖繩縣	沖繩縣	種子島	伊弉	宮崎縣	宮崎縣	武雄	唐津	佐賀縣	佐賀縣	四日市町	國東	中津	日田	日田	
築館	古川	同	同	仙臺	仙臺	八重山	宮古島	名護	同	那覇	那覇	北種子	伊弉	同	同	武雄	唐津	同	佐賀	四日市	國東	中津	日田	日田	
日 本 銀 行 支 店				日 本 銀 行 支 店				日 本 銀 行 支 店				日 本 銀 行 支 店				日 本 銀 行 支 店									

貯 金 局

共 四 號

二 戸	久 遊	下 閉伊	遠 野	盛 野	一 關	水 澤	盛 岡	巖 手	福 島	相 馬	平 平	高 出	柏 崎	十 日町	小 千谷	長 岡	卷 卷	新 發田	新 潟	新 潟	大 河原	志 津川	石 卷
福 岡	久 遊	宮 古	遠 野	盛 野	一 關	水 澤	盛 岡	巖 手	福 島	中 村	平 平	高 出	柏 崎	十 日町	小 千谷	長 岡	卷 卷	新 發田	新 潟	新 潟	大 河原	志 津川	石 卷
店支島福行銀本日											支潟新行銀本日											店支島	
槽 岡	山 形	山 形	八 戸	野 邊地	五 所川原	弘 前	巖 手	青 森	青 森	花 卷	青 森	白 河	坂 下	若 松	田 島	郡 山	須 賀川	二 本	福 島	三 條	糸 魚川	相 川	村 上
槽 岡	山 形	山 形	八 戸	野 邊地	五 所川原	弘 前	巖 手	青 森	青 森	花 卷	青 森	白 河	坂 下	若 松	田 島	郡 山	須 賀川	二 本	福 島	三 條	糸 魚川	相 川	村 上
店支田秋行銀本日											支島福行銀本日											店	

貯金局

共四號

留萌	上川	空知	後志	北海道廳石狩支廳	網走	釧路	旭川	札幌營林區署	名寄	龍川	増毛	根室	能代	横手	大曲	本莊	大館	秋田稅務署同	秋田縣秋田	新庄	米澤	長井	鶴岡	酒田
留萌	旭川	岩見澤	俱知安	札幌	網走	釧路	旭川	札幌	名寄	龍川	増毛	根室	能代	横手	大曲	本莊	大館	秋田縣秋田	新庄	米澤	長井	鶴岡	酒田	
小樽支店													日本銀行											
渡鳥	函館	北海道廳檜山支廳	壽都	檜山	函館稅務署	河西	根室	釧路	浦河	慶振	網走	宗谷	河西	釧路	網走	浦河	室蘭	宗谷	上川	空知	小樽	札幌稅務署同	札幌稅務監督局同	北海道廳札幌
函館	江差	江差	壽都	江差	函館	廣島	室蘭	釧路	浦河	室蘭	網走	宗谷	廣島	釧路	網走	浦河	室蘭	宗谷	旭川	岩見澤	小樽	札幌稅務署同	札幌稅務監督局同	北海道廳札幌
日本銀行													日本銀行											

共四號

二、各廳藏出金取經郵便局及日本銀行配置表

東京府		埼玉縣		群馬縣		栃木縣		山梨縣		長野縣		岐阜縣		三重縣		滋賀縣		京都府	
銀行名	取經郵便局	銀行名	取經郵便局	銀行名	取經郵便局	銀行名	取經郵便局	銀行名	取經郵便局	銀行名	取經郵便局	銀行名	取經郵便局	銀行名	取經郵便局	銀行名	取經郵便局	銀行名	取經郵便局
日本銀行本店	浦和代理店	川越	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
八丈島代理店	前橋代理店	高崎	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
小笠原	桐生	高崎	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
八王子	千葉代理店	茨城	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
神奈川	水戸代理店	茨城	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
横濱代理店	笠間	水戸代理店	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
横須賀	津代理店	津代理店	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
秦野	岐阜代理店	岐阜代理店	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
平塚	長野代理店	長野代理店	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
小田原	上田	上田	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
谷田部	岩田村	岩田村	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
栃木	編井代理店	編井代理店	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
宇都宮代理店	石川	石川	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
静岡	福井代理店	福井代理店	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
静岡代理店	名古屋	名古屋	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
江尻	松本支店	松本支店	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
見付	長野	長野	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
濱松	岡崎	岡崎	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
山梨	三重	三重	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
甲府代理店	名古屋	名古屋	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
愛知	石川	石川	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
名古屋支店	福井	福井	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行
豊橋代理店	石川	石川	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行	日本銀行

共四張

12

岡 山 縣	大東 西郷代理店 松江支店	島根 米子 鳥取代理店	鳥取 江田島 吳代理店 廣島支店	廣島 高知代理店	廣島 廣島支店	兵庫 新舞鶴 伏見代理店 京都支店	京都 京都支店	大阪 堺代理店 茨木	大阪 大阪支店	富山 富山代理店	富山 金澤	金澤 金澤支店
	松江	松江	廣島	大阪中央	大阪中央	京都	京都	大阪中央	大阪中央	金澤	金澤	金澤
	日本銀 行松江支店	日本銀 行松江支店	日本銀 行廣島支店	日本銀 行大阪支店	日本銀 行大阪支店	日本銀 行京都支店	日本銀 行京都支店	日本銀 行大阪支店	日本銀 行大阪支店	日本銀 行金澤支店	日本銀 行金澤支店	日本銀 行金澤支店
廣島 縣	善通寺 丸龜 高松代理店	香川 高松代理店	下關 德山 三田尻 山口代理店	岡山 岡山支店	岡山 岡山支店	德島 德島代理店	和歌山 和歌山代理店	彦根 大津代理店	奈良 奈良代理店	西宮 西宮	西宮 西宮	姫路 姫路
	岡山	香川	下關	岡山	岡山	德島	和歌山	京都	奈良	大阪中央	大阪中央	大阪中央
	日本銀 行岡山支店	日本銀 行岡山支店	日本銀 行門司支店	日本銀 行岡山支店	日本銀 行岡山支店	日本銀 行大阪支店	日本銀 行大阪支店	日本銀 行京都支店	日本銀 行大阪支店	日本銀 行大阪支店	日本銀 行大阪支店	日本銀 行大阪支店

貯金局

共
同
號

13

新設田 長岡 高田代理店 新潟縣 新設田支店 日本銀行 支店 新潟	古川 仙臺代理店 新潟縣 古川支店 日本銀行 支店 新潟	八重山 宮古 宮城縣 八重山支店 日本銀行 支店 宮城	那覇代理店 沖繩縣 那覇支店 日本銀行 支店 沖繩	久留米 八幡 飯塚 福岡代理店 福岡縣 久留米支店 日本銀行 支店 福岡	門司支店 福岡縣 門司支店 日本銀行 支店 福岡	嚴原 佐世保 諫倉 長崎代理店 長崎縣 嚴原支店 日本銀行 支店 長崎	熊本支店 熊本縣 熊本支店 日本銀行 支店 熊本	大牟田 小倉 大分代理店 大分縣 大牟田支店 日本銀行 支店 大分	佐賀代理店 佐賀縣 佐賀支店 日本銀行 支店 佐賀	宮崎代理店 宮崎縣 宮崎支店 日本銀行 支店 宮崎	鹿兒島代理店 鹿兒島縣 鹿兒島支店 日本銀行 支店 鹿兒島	大島 加治木 熊本縣 大島支店 日本銀行 支店 熊本	郡山代理店 福島縣 郡山支店 日本銀行 支店 福島	白河 盛岡代理店 岩手縣 白河支店 日本銀行 支店 岩手	水澤 青森代理店 青森縣 水澤支店 日本銀行 支店 青森	弘前 七戸 秋田代理店 秋田縣 弘前支店 日本銀行 支店 秋田	山形代理店 山形縣 山形支店 日本銀行 支店 山形	米澤 福島縣 米澤支店 日本銀行 支店 福島
--	--	---	--	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------------

貯金局

共済

14

貯金局

秋田支店	秋田	根室
大曲代理店	秋田	釧路
北海道廳	日本銀行 秋田支店	帯廣
小樽支店		浦河
札幌代理店		網走
岩見澤		富前
岩内		函館支店
倶知安		江差代理店
旭川		内地以外各地 日本銀行代理店
増毛		日本橋
稚内	小樽	日本銀行 本店
室蘭	日本銀行 小樽支店	日本銀行 函館支店

共四號

(第二案)

各屬出金取郵便局廢止ニ件フ
事務承繼局ニ關スル件

告知

廢止セラレタル各屬出金取郵便局ノ事務承繼局 別途告知ノ通各
屬出金取郵便局及日本銀行配置表改正ノ結果廢止トナリタル各屬
廢止取郵便局承繼局廢止取郵便局承繼局廢止取郵便局承繼局

八丈島	八王子	横濱	横須賀
小笠原島	八王子	横濱	横須賀
秦野	小田原	浦和	川越
前橋	桐生	千代田	水戸
日本橋	高崎	千葉	水戸

貯金局

笠間	筑波谷田部	宇都宮	静岡岡	江尻	見付	濱松	甲府	豊橋	岡崎	津	岐	長野
上田	岩村	福井	富山	堺	茨木	伏見	新舞鶴	神戸	姫路	西宮	社	奈良
松本	金澤	大阪	大阪	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都
大津	彦根	山崎	和歌山	徳島	高知	吳	江島	鳥取	米子	西郷	山口	防府
京都	大阪	大阪	大阪	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都

名古屋

共四

16
4023

帶	鋼	根	室	稚	增	旭	俱	岩	岩	礼	大	米	八	飯	編	嚴	諫	佐	長	松	善	丸	高	岩	徳											
廣	路	室	蘭	内	毛	川	安	内	見	幌	曲	澤	幡	塚	岡	原	早	世	崎	山	通	龜	松	國	山											
小樽												秋田	福島	門司												廣島	岡山	下關								
												江	留	網	浦	八	宮	那	加	名	鹿	小	宮	佐	大	小	大	久								
												差	萌	走	河	重	古	那	治	瀨	兒	島	崎	賀	分	倉	田	米								
												函館	熊本																							
												山	老	弘	青	水	盛	白	郡	新	長	高	古	仙												
												形	戸	前	森	澤	岡	河	山	發	田	岡	田	川	臺											
												秋田			福島				新潟			福島														

貯
金
局

共四號

(第三案)

同 答 案 年 月 日

貯金局長名

大蔵省主税局長黒田英 雄

同 理財局長富田勇太郎 (連名)宛

各廳歳入金取進郵便局配置表並各廳歳

出金取進郵便局配置表變更ニ關スル件

三月二十七日附歳計第一三三號及四月一日附歳理第五一三號御來照ニ

基キ各廳歳入金取進郵便局配置表並各廳歳出金取進郵便局配置表別紙

ノ通變更改候條御了知相成度候

「朱書」

浮書不要

(別紙ノ記載事項ハ第一案ノ左表ト同一トス)

貯金局

藏理第五一三號

大正十五年四月一日

大藏省理財局長富田勇太郎御

貯金局長平塚米次郎殿

日本銀行國庫金取扱規程改正方大藏省令ヲ以テ公布相成候ニ就テハ右ニ關聯シテ郵便官署ニ於ケル歳入金ノ受入及歳出金ノ繰替拂ニ關スル各廳歳入金取纏郵便局、歳入金取官配置表並各廳歳出金取纏郵便局及日本銀行配置表ニ於テモ改正ヲ要シ候ニ付左記ノ通り改正四月十五日ヨリ施行可致候條御了知相成度此段及御通懸候也

追テ御參考迄ニ別表御送付申上候

左記

一、各廳歳入金取纏郵便局及歳入金取官配置表中
拂込銀行名ヲ日本銀行本支店ニ局限

貯金局

二、各廳歳出金取纏郵便局及日本銀行配置表中
銀行名ヲ日本銀行本支店ニ局限

各廳露出金取廻郵便局及日本銀行配置表

銀行名	支道	府官所在	取廻郵便局	銀行名	支道	府官所在	取廻郵便局
日本銀行本店	東京府	東京府	日本橋	日本銀行名古屋支店	愛知縣	名古屋	名古屋
	神奈川縣	神奈川縣			三重縣	名古屋	古屋
	埼玉縣	埼玉縣			岐阜縣	岐阜	
	千葉縣	千葉縣		日本銀行松本文店	長野縣	長野	長野
	茨城縣	茨城縣			長野縣	松本	
	栃木縣	栃木縣		日本銀行金澤支店	福井縣	福井	
	靜岡縣	靜岡縣			石川縣	金澤	
	山梨縣	山梨縣			富山縣	金澤	
日本銀行大阪支店	大阪府	大阪府	大阪中央	日本銀行松江支店	鳥取縣	松江	松江
	奈良縣	奈良縣			鳥根縣	松江	
	和歌山縣	和歌山縣		日本銀行岡山支店	岡山縣	岡山	岡山
	德島縣	德島縣			香川縣	岡山	
	高知縣	高知縣			香川縣	岡山	
日本銀行京都支店	京都府	京都府	京都	日本銀行門司支店	山口縣	門司	門司
	滋賀縣	滋賀縣			山口縣	門司	
	京都府	京都府			長崎縣	門司	
	廣島縣	廣島縣			福岡縣	門司	
日本銀行廣島支店	廣島縣	廣島縣	廣島		大分縣	門司	
	愛媛縣	愛媛縣			佐賀縣	門司	

貯金局

共四號

日本銀行新潟支店	日本銀行福島支店				日本銀行熊本支店												
	山形縣	福島縣	宮城縣	福島縣	沖繩縣	鹿兒島縣	熊本縣										
新潟縣	福島縣				熊本縣												
新潟	福島				熊本												
日本銀行函館支店	日本銀行小樽支店				日本銀行秋田支店												
	北海道	網走郡	浦河郡	河西郡	網走市	室蘭市	空知郡	留萌郡	増毛郡	釧路市	川田郡	岩内郡	空知郡	札幌市	小樽市	北海道	秋田縣
函館	小樽				秋田												
函館	小樽				秋田												

各處歲入金形彙部便向及歲入徵收官罷置表ハ第一案
 卜同様ニ付省略ス

未結了

貯業第一九二一號

大正十五年三月廿二日立案

大正十五年四月二日發送

事務官 第一法規

業 課長

經 服

次官

局長

内 務 案 年 月 日

貯 金 局 長

各 藩 信 局 長 宛

日本銀行國庫事務取扱改正ニ關スル件

今般日本銀行國庫事務取扱方改正來四月十五日ヨリ實施セラルヘキ見込ニ付テハ各應歳入金取經郵便局、歳入徴收官及各應歳出金取經郵便

貯 金 局

局及日本銀行配置表ノ變更等ニ關シテハ追テ告知ノ筈ナルモ改正ノ重ナル點ハ各日本銀行代理店ニ於ケル國庫金ノ取扱事務ヲ一般銀行業務トシテ取扱ヒ得ル範圍内ニ限局セラレタル義ニ有之而シテ貴管内ノ異動ハ別紙ノ通ニ付之カ事務ノ引繼等ニ關シテハ左ノ通處理相成度推メ及内様候

一、各應歳入金取經局ニ於テハ歳入金振替證券ノ拂込ハ四月十五日以降總テ新拂込銀行ヘ之ヲ爲スコト

二、檢止セラルヘキ歳出金取經局ニ於テ四月十四日ノ取經了シタル後各局ヨリ支拂通知書等ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ承經局ニ轉送スルコト

三、取經局ニ於テ舊取經局ヨリ支拂通知書等ノ送付ヲ受ケタルトキハ自局扱ノ分ト共ニ之ヲ日本銀行別ニ取經メ新代リ金請求銀行ヘ送付シ振替拂證書ヲ受取ルコト

四、従前ノ未決ノ事故等ノ書類ハ之ヲ承継局ニ送付シ同局ニ於テ處理
スルコト但シ特殊ノ事由ナキ限り輕簿類ノ引継ヲ爲サス必要ナル
事項ハ新舊兩局間ニ於テ文書ヲ以テ照覆ノ上處理スルコト

貯
金
局

(別紙)

一、各縣成人金取郵便局成人徴收官配置表中拂込銀行變更ノモノ
(東京逓信局宛ノ分)

廢止拂込銀行名
日本銀行前橋代理店

承繼銀行名

水戸

日本銀行本店

宇都宮

静岡

甲府

(大阪逓信局宛ノ分)

廢止拂込銀行名

承繼銀行名

日本銀行徳島代理店

日本銀行大阪支店

高知

(廣島逓信局宛ノ分)

貯金局

廢止拂込銀行名

承繼銀行名

日本銀行高松代理店

日本銀行岡山支店

松山

廣島支店

(熊本逓信局宛ノ分)

廢止拂込銀行名

承繼銀行名

日本銀行長崎代理店

日本銀行門司支店

大分

佐賀

宮崎

鹿兒島

那覇

日本銀行熊本支店

(仙臺逓信局宛ノ分)

廢止拂込銀行名

承繼銀行名

日本銀行仙臺代理店

盛岡

青森

日本銀行福島支店

秋田支店

(札幌逓信局宛ノ分)

新設拂込銀行名

日本銀行函館支店

拂込取纏局

函館、江差、壽都

貯金局

一、廢止セラレタル各縣歲用金取銀郵便局ノ事務承繼局等

（東京通信局宛ノ分）
八丈島

浦和	小田原	平塚	秦野	橋須賀	橋濱	八王子	小笠原島
----	-----	----	----	-----	----	-----	------

代り金請
求銀行名

宇都宮	筑波谷田部	登間戸	水戸	千代田	桐生	高崎	前橋	川越
-----	-------	-----	----	-----	----	----	----	----

廢止取銀郵便局
承繼局

代り金請
求銀行名

貯金局

（名古屋通信局宛ノ分）

岩村田	上野	長野	岐阜	津	岡崎	豊橋	甲府	濱松	見付	江尻	静岡
-----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	----

名古屋
日本銀行名古屋支店

松本
日本銀行松本支店

（大阪通信局宛ノ分）

大津	奈良	社	西宮	姫路	神戸	新舞鶴	伏見	茨木	堺	富山	福井
----	----	---	----	----	----	-----	----	----	---	----	----

大阪中央
日本銀行大阪支店

京都
日本銀行京橋支店

大阪中央
日本銀行大阪支店

金澤
日本銀行金澤支店

那加名鹿小宮佐大小大久八飯	防山大大西米鳥江吳	高徳和彦
郡治木淵島林崎賀分倉田米幡塚	府口東郷子取島田島	知島山根
熊本	松江	大阪中央
日本銀行 熊本支店	日本銀行 松江支店	日本銀行 大阪支店
青水盛白郡新長高古仙	福慶謙佐長	丸高岩徳
森源岡河山田岡田川臺	岡原早保崎	寺龜山國山
福新福	山廣	山
日本銀行 福島支店	日本銀行 廣島支店	日本銀行 岡山支店
日本銀行 新潟支店		日本銀行 門司支店

(廣島逓信局宛ノ分)

(仙臺逓信局宛ノ分)

(追テ下關局取廻ノ分ニ付シテハ支線通知書受領ノ爲毎日一回門司支店員同局へ出向ノコトニ協定済ニ付爲念)
(熊本逓信局宛ノ分)

貯金局

共四號

雅	増	旭	俱	岩	岩	札	(札幌逓信局宛ノ分)	大	米	山	七	弘
内	毛	川	知	内	見	親		曲	澤	形	戸	前
								秋	幅			秋
								田	島			田
								日本銀行 秋田支店	日本銀行 福島支店			日本銀行 秋田支店
					江	留	網	浦	帯	銅	根	室
					差	南	走	河	廣	路	室	隼
					南							小
					館							柳
					日本銀行 函館支店							日本銀行 小樽支店

貯金局

共四號

「朱書」

(参照)

郵便官署ニ於ケル各應歳入金及歳出金取扱規則抜萃

第四條 郵便局ニ於テ前二條ニ依リ現金ヲ受入レタルトキハ其ノ通知書ヲ取継郵便局ニ送付スヘシ

取継郵便局ニ於テハ受入郵便局ヨリ送付ニ係ル通知書ヲ取継メ之ニ日計表ヲ附シ當該歳入ヲ徴收スル官吏ニ送付シ且別記書式ニ依リ受入金額ニ相當スル歳入金振替證券ヲ發行シ之ヲ取扱店タル日本銀行ニ送付シ受入金拂込ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 前條ノ振替證券ニ對シテハ日本銀行本店ノ請求ニ依リ貯金局ニ於テ其ノ振替計理ヲ爲スヘシ

第六條 日本銀行所在地外ニ於テ支拂ヲ受クヘキ債主ニ於テ支出官ヨリ郵便局取扱出金支拂通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ受領

貯金局

年月日ヲ記入シ記名調印ノ上之ヲ當該郵便局ニ差出シ其ノ拂渡ヲ請求スヘシ郵便局ニ於テ前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ支拂通知書ヲ日本銀行ヨリ送付ニ係ル各應歳出金繰替拂案内書ニ對照シタル上之ヲ拂込ヲ爲スヘシ

第七條 前條ニ依リ郵便局ニ於テ歳出金ノ拂渡ヲ爲シタルトキハ其ノ支拂通知書ヲ取継郵便局ニ送付スヘシ

取継郵便局ニ於テハ拂渡郵便局ヨリ送付ニ係ル支拂通知書ヲ取継メ之ニ日計表ヲ附シ當該日本銀行ニ送付シ之ニ對スル代り金振替拂證書ヲ受取ルヘシ

貯金局ニ於テハ前項ノ代り金振替拂證書ニ依リ日本銀行本店ヨリ其ノ代り金ノ振替受入ヲ爲スヘシ

郵便官署ニ於ケル各縣歳入金及歳出金取扱規程抜萃

第四條 郵便局ニ於テ納人(市町村長及收入官吏ヲ含ム)ヨリ租税其ノ他歳入

金ノ納付ノ申出ヲ受ケタルトキハ納税告知書、納入告知書、納

付書、送付書又ハ拂込書(以下單ニ令書ト稱ス)ニ現金ヲ添へ差出サシ

メタル上左ノ事項ヲ調査スヘシ

(一號乃至五號省略)

前項調査ノ結果取扱上支障ナキコトヲ認メタルトキハ令書ノ相

當欄ニ受入日附印ヲ押捺シ且領收證書及領收済通知書ノ部ニ記

名調印シ領收證書ハ之ヲ納人ニ交付シ通知書告知書及傳票ハ當

日日繰決算ノ際歳入徴收官別ニ區分計算シ各其ノ計數ヲ傳票ノ

餘白ニ附記シ之ニ依リ歳入金受入高合計一號正副二通ヲ作成

シタル上其ノ正本ハ之ヲ通知書ノ上部ニ緊接シ最近便ヲ以テ當

該取調郵便局ニ送付シ其ノ副本ハ告知書ノ上部ニ緊接シ當日ノ

貯金局

現金ノ受入證據書トシテ郵便電信官署現金出納計算規程ニ依リ

處理シ傳票ハ其ノ餘白ニ日計ヲ付シ受入簿ニ換用順次編綴保存

スヘシ

(以下略)

第四條ノ二 郵便局ニ於テ法令ノ定ムル所ニ依ル納人ヨリ小切手

、國債證券ノ利札、官内省ノ仕拂命令仕拂請求書保管金引出切

符及郵便爲替證書ヲ以テ現金ニ代用シ歳入金ノ納付ヲ受ケ若ハ

市區町村又ハ收入官吏ヨリ其ノ受領ニ係ル證券ニ證券仕譯書ヲ

添へ拂込ヲ受ケタルトキハ左記事項ヲ調査スヘシ

(中略)

前項調査ノ結果取扱上支障ナキコトヲ確メタルトキハ令書ノ各

金額下部ニ「證券受領」印ヲ押捺シ且歳入金ノ一部ヲ證券ヲ以

テ納付シタルモノニ在リテハ當該證券ノ裏面又ハ餘白ニ受入日

附ヲ押捺シ計算規定ノ定ムル所ニ依リ處理スヘシ

第五條 取替郵便局ニ於テ受入郵便局ヨリ前條合計票正本及通知

書ノ送付ヲ受ケタルトキハ合計票記載ノ口數金額カ其ノ添付通

知書ノ口數金額ノ合計ト符合スルコトヲ確メタル上通知書ヲ蔵

入費收官別、所屬年度別及受入月別ニ區分計算シ之ニ依リ蔵入

金受入高通知原簿國第二號ニ登記スヘシ但シ證券納付ニ係ルモノニ

在リテハ通知原簿ノ備考欄ニ證券金額ヲ附記シ置クヘシ

第六條 取替郵便局ニ於テハ毎日一定ノ時刻ヲ區切り左ノ手續ニ

依リ蔵入金ノ受入通知其ノ他ノ計算ヲ爲スヘシ

(一號乃至三號省略)

四 同各號ノ手續ヲ了シタルトキハ通知書ノ裏面及合計票ノ相

當欄ニ一通毎ニ日附印ヲ押捺シタル上通知書ノ上部ニ日計

表正本ヲ緊綴シ直ニ之ヲ當該蔵入費收官ニ送付シ合計票ノ

貯金局

上部ニ日計表副本ヲ緊綴シ計算規程ノ定ムル所ニ依リ所轄

逓信局ヲ經テ之ヲ貯金局ニ送付シ蔵入金振替證券ハ之ニ蔵

入金振替拂込書國第五號ヲ作成添付シ取扱タル日本銀行ニ拂

込ミ日本銀行ヨリ其ノ領收證ノ送付ヲ受ケタルトキハ通知

原簿備考欄ニ何日日本銀行領收ノ旨ヲ附記シ領收證券ハ蔵

入費收官別、月別日順ニ整理保存スヘシ

(略)

第二十四條 郵便局ニ於テ債主ヨリ蔵出金拂渡ノ請求ヲ受ケタル

トキハ債主ヨリ郵便局蔵出金支拂通知書ノ相當ノ部ニ領收ノ

手續ヲ爲シ且支拂通知書ニ收入印紙ノ貼用ヲ要スル旨表示シテ

ルモノニ對シテハ相當印紙ヲ貼付消印ヲ施シ之ヲ差出サシメタ

ル上前條保管ニ係ル繰替拂案内書ト對照シ相互符合シ正當權利

者ト認メタルトキハ現金ノ拂渡ヲ爲スヘシ

前項ニ依リ拂渡ヲ了シタルトキハ繰替拂案内書及支拂通知書ノ
相當欄ニ拂渡日附印ヲ押捺シ支拂通知書ハ當日ノ日締決算ノ際
日本銀行別ニ極分計算シ之ニ依リ歳出繰替拂合計票國第九號正副二
通ヲ作成シ正本ハ之ヲ其ノ通知書ノ上部ニ緊綴シ最近便ヲ以テ
當該取替郵便局ニ送付シ副本ハ之ヲ當日ノ現金拂渡證據書トシ
テ計算規程ニ依リ處理シ繰替拂案内書ハ其ノ餘白ニ日計ヲ付シ
拂渡簿ニ換用順次編號保存スヘシ

(略)

第二十五條 取替郵便局ニ於テ拂渡郵便局ヨリ前條合計票正本及
支拂通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ合計票記載ノ口數金額力其
ノ添屬支拂通知書ノ口數金額ノ合計ト符合スルコトヲ確メタル
上支拂ノ通知書ヲ日本銀行別拂渡月別ニ區分計算シ之ニ依リ歳
出金繰替拂通知原簿國第十號ニ登記スヘシ

貯金局

第二十六條 取替郵便局ニ於テハ毎日一定ノ時刻ヲ區切り左ノ手
續ニ依リ歳出金ノ拂渡通知其ノ他ノ計理ヲ爲スヘシ

(一號乃至三號省略)

四 前各號ノ手續ヲ了シタルトキハ支拂通知書ノ裏面及合計票ノ
相當欄ニ一通毎ニ日附印ヲ押捺シタル上支拂通知書ノ上部
ニ日計表正本ヲ緊綴シ直ニ之ヲ當該日本銀行ニ送付シ日本
銀行ヨリ之ニ對スル振替拂證書ヲ受取り其ノ振替拂證書及
合計票ノ上部ニ日計表副本ヲ緊綴シ計算規程ノ定ムル所ニ
依リ所轄逓信局ヲ經テ之ヲ貯金局ニ送付スヘシ

「朱書」

郵便官署ニ於テ歳入金ノ受入及歳出金ノ繰替拂ニ關スル協定事項抜萃

第十七 歳出ヲ取扱フ金庫（仕拂命令ヲ當テラルヘキ）所在地ヲ集配受持區域

トスル郵便局（取懸郵便局）トシ證憑ノ取懸ヲ爲サシムルコト

逓信省ハ取懸郵便局配置表ヲ大藏省（理財局）ニ又大藏省（主計

局）ハ歳出ヲ取扱フ金庫配置表ヲ逓信省ニ送付スルコト其ノ變更

アリタルトキ亦同シ

第五 歳入徴收官在勤廳所在地ヲ集配受持區域トスル郵便局（取

懸郵便局）トシ證憑ノ取懸及歳入金繰替拂込ノ整理ヲ爲サシムル

コト

逓信省ハ取懸郵便局配置表ヲ大藏省（歳入事務管理廳）ニ大藏省

ハ歳入徴收官配置表ヲ逓信省ニ送付スルコト其ノ變更アリタルト

貯金局

キ亦同シ

藏計第一三三號

大正十五年三月二十七日

大藏大臣 濱口 雄幸

逓信大臣 安達 謙藏

日本銀行ニ於ケル國庫事務取扱手續改正ニ關シ別紙日本銀行國庫金取扱規程改正案公布ノ見込ニ有之候處本件ニ關聯シテ郵便官署ニ於テ輸入金ノ受入及歳出金ノ繰替拂ニ關スル取調郵便局及日本銀行配置表變更ノ必要有之候條協定事項第十七ニ基キ取調郵便局配置表御送付相成度此段及御照會候也

貯金局

大正十五年三月十九日

日本銀行國庫金取扱規程改正案

大藏省令第 號

日本銀行國庫金取扱規程中左ノ通改正ス
第三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

日本銀行ハ前項ノ所屬店中特ニ必要アルモノヲ特設店ト爲スコトヲ得

第一項ノ統轄店及其ノ所屬店並前項ノ特設店ハ日本銀行大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第二十一條中「日本銀行ハ」ヲ「日本銀行統轄店又ハ特設代理店ハ自店及其ノ所屬代理店（特設代理店ヲ除ク）ノ取扱ニ係ルニ改ム

第二十二條中「日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル」ヲ「日本銀行統轄店又ハ特設代理店ハ自店及其ノ所屬代理店（特設代理店ヲ除ク）ノ取扱ニ係ル」ニ但書中「代理店」ヲ「特設代理店」ニ改メ第二項ヲ削ル

貯金局

第二十八條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ該告知書ニ電信戻入ヲ要スル旨ノ記載アルトキハ電信ヲ以テ之カ通知ヲ爲スモノトス

第三十條 日本銀行ハ支出官ノ振出シタル小切手ニシテ毎年度所屬歳出金ノ支拂ヲ爲シ得ル期間内ニ支拂ヲ了セサルモノノ金額ヲ小切手振出済通知書ニ依リ算出シ特設代理店以外ノ代理店ハ其ノ金額ヲ所轄統轄店ニ報告スヘシ

統轄店又ハ特設代理店ハ前項ノ規定ニ依リ自店及其ノ所屬代理店ニ於テ算出シタル金額ヲ翌年度へ繰越整理スル爲前年度所屬歳出金トシテ拂出シ之ヲ歳出支拂未済繰越金トシテ受入整理スヘシ

第三十一條 日本銀行前條ノ手續ヲ爲シタル後前年度所屬ニ係ル小切手ニ對シ支拂ヲ爲ス場合ニ於テ統轄店又ハ特設代理店ハ前條ノ歳出支拂未済繰越金ヨリ代理店（特設代理店ヲ除ク）ニ於テハ支拂豫算

額ヨリ拂出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ代理店ニ於テ支拂振算額ヨリ拂出シタル金額ハ所轄統轄店ニ於テ歳出支拂未済繰越金ヨリ拂出スヘシ

第三十二條 第三十條ノ歳出支拂未済繰越金ニシテ第二十一條ノ規定

ニ依リ歳入ニ組入ノ手續ヲ爲スモノニ付テハ小切手振出済通知書ニ依リ日本銀行統轄店又ハ特設代理店ニ於テ之カ拂出ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十三條中「支出官ニ送付シ」ノ下ニ「小切手ノ交付ヲ受ケタル日本銀行カ代理店ナルトキハ其ノ所轄統轄店、統轄店ナルトキハ自店

ニ於テ」ヲ加フ

第三十八條中「其ノ裏面」ノ下ニ「又ハ金額氏名表」ヲ加フ

第四十條 第三十五條、第三十七條又ハ第三十八條ノ規定ニ依リ支拂ヲ了シタルトキハ其ノ支拂ヲ爲シタル日本銀行カ代理店ナルトキハ

貯金局

其ノ所轄統轄店、統轄店ナルトキハ自店ニ於テ其ノ金額ヲ隔地拂入金ヨリ拂出整理スヘシ

第四十三條中「資金ハ」ノ下ニ「日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店ノ取扱ニ係ル」ヲ加フ

第四十四條中「日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル」ヲ「日本銀行統轄店又ハ特設代理店ハ自店及其ノ所屬代理店（特設代理店ヲ除ク）ノ取扱ニ係ル」ニ改メ但書中「代理店」ヲ「特設代理店」ニ改ム

第四十八條中「第四十條及第四十一條」ヲ「第四十條、第四十一條及第四十二條第一項、第二項」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

日本銀行前項ノ規定ニ依リ隔地ノ受取人ニ對シ差金支拂ノ手續ヲ爲シタルモノニシテ小切手振出日附後一年ヲ經過シ仍支拂ヲ了セサル

モノニ付テハ其ノ振出年月日、番號、金額及債主名ヲ當該出納官吏ニ報告スヘシ

第五十一條中「日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル」ヲ「日本銀行統轄店又ハ特設代理店ハ自店及其ノ所屬代理店（特設代理店ヲ除ク）ノ取扱ニ係ル」ニ改メ但書中「代理店」ヲ「特設代理店」ニ改ム

日本銀行預金部預金取扱規程第四條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金拂込書ヲ添へ現金ノ拂込ヲ受ケタルトキハ定期預金ニ在リテハ第五號書式ノ預金部預金領收證書ヲ、其ノ他ノ預金ニ在リテハ第五號ノ二書式ノ預金部預金領收證書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

日本銀行預金部預金取扱規程第九條ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部預金拂戻請求書ノ提出又ハ小切手ノ呈示ヲ受ケタルトキハ預ケ人ノ預金部ノ限度トシテ之カ支拂ヲ爲スヘシ但シ定期預金ノ期限前拂戻ニ付テハ大藏省預金部ノ指揮ヲ受クヘシ

貯金局

第五十五條ノ二 日本銀行預金部預金取扱規程第八條ノ二第一項ノ規定ニ依リ預ケ人ヨリ預金部定期預金更新通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ當該定期預金更新ノ手續ヲ爲スヘシ

期限到來ノ日迄前項通知書ノ送付ナキトキハ其ノ金額ヲ普通預金ニ組入レ第六號ノ二書式ノ預金部普通預金組入通知書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

第五十六條中「第二十三條第二項」ヲ「第二十三條」ニ改ム

第五十八條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第四十八條第二項ノ規定ニ依リ第一項ノ規定ニ依リ兩地ノ受取人ニ對シ送金支拂ノ手續ヲ爲シタルモノニ付之ヲ準用ス

第五十九條 日本銀行統轄店又ハ特設代理店ハ毎年四月十日迄ニ預金部預金取扱規程第十三條本文ノ規定ニ依リ普通預金ノ利子ヲ元金ニ組入レ第七號書式ノ預金利子元加通知書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

前項ノ規定ニ依リ統轄店カ預金利子元加通知書ヲ交付スル場合ニ於テ自店カ預金取扱店ニ非サルトキハ其ノ預金取扱店ヲ經由スヘシ
日本銀行ハ預金部預金取扱規程第十三條但書ノ場合ニ於テハ利子ヲ元金ニ組入レ拂戻ノ手續ヲ爲スヘシ

第一項及前項ノ場合ニ於テ預ケ人ヨリ預金部預金領收證書ノ請求ヲ受ケタルトキハ元加利子ニ相當スル金額ノ預金部預金領收證書ヲ交付スヘシ

第五十九條ノ二 日本銀行ハ預金部預金取扱規程第十三條ノ二第一項ノ規定ニ依リ預金部預金利子支拂請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ當該預金ノ利子ヲ預ケ人ニ支拂フヘシ

預金部預金取扱規程第十三條ノ二第二項ノ場合ニ於テハ日本銀行ハ當該定期預金ノ利子ヲ預ケ人ノ普通預金ニ組入レ第七條二號書式ノ預金部預金利子組入通知書ヲ預ケ人ニ交付スヘシ

貯金局

前條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第六十五條中「日本銀行ハ其ノ取扱ニ係ル」ヲ「日本銀行統轄店又ハ

特扱代理店ハ自店及其ノ所屬代理店（特扱代理店ヲ除ク）ノ取扱ニ係ル」ニ改メ但書中「代理店」ヲ「特扱代理店」ニ改ム

第七十條第二項中「日本銀行統轄店」ヲ「特扱代理店所轄日本銀行統轄店」ニ、「第六號及第八號乃至第十五號ノ帳簿ハ日本銀行各店ニ

シ」ヲ「第六號及第八號乃至第十三號ノ帳簿ハ日本銀行統轄店ニ、第六號、第八號、第九號及第十一號乃至第十三號ノ帳簿ハ日本銀行特扱代理店ニ、第十四號及第十五號ノ帳簿ハ日本銀行各店ニ」ニ改メ

左ノ一項ヲ加フ
日本銀行ハ支拂元受高ヲ要スル特別會計、預金部預金及預託金ノ受

拂殘額ヲ明瞭ナラシムル爲適宜ノ帳簿ヲ設クヘシ

第七十五條中「所屬代理店」ヲ「所屬特扱代理店」ニ改ム

第七十八條中「年度、會計、所管應支出官別」ヲ「統轄店別」ニ改ム
第八十一條第一項第一號乃至第四號ヲ左ノ如ク改ム

一 預全部預金法第二條ノ規定ニ依ル預金ハ預ケ人ノ口座

二 會計規則第二百一十一條ノ規定ニ依ル預金ハ保管金供託ノ種別及

預ケ人、取扱主任官別ノ口座

三 其ノ他^ハ預金ハ大藏大臣ノ定ムル種別及口座

第八十二條中第四號及第五號ヲ左ノ如ク改ム

四 第六號ノ帳簿ニハ統轄店自店及其ノ所屬代理店ニ於ケル毎日ノ

受拂額

五 第七號ノ帳簿ニハ所屬特設代理店毎日ノ報告額

貯金局

第八十六條中左ノ如ク改ム

十二 刪除

十三 刪除

第八十八條 歳入金月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店ノ取扱ヒタル收入額及其ノ累計額ヲ掲ケ毎月二通ヲ調製シ翌月七日起ニ到達ノ日取ヲ以テ歳入徴收官ニ送付シ其ノ一通ニ證明ヲ受ケ之カ返付ヲ受クヘシ但シ第十九條ノ規定ニ依リ取扱ヒタル收入額ハ所屬年度毎ニ別表ニ調製スルモノトス

第八十九條 歳出金月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店(特設代理店ヲ除ク)ノ取扱ヒタル小切手支拂額、支拂元受高(支拂元受高ヲ要スル特別會計ノ歳出金月計突合表ニ限ル)、其ノ累計額及支拂未済額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ支拂済ニ係ル小切手振出済通知書ヲ添ヘ翌月七日起ニ到達ノ日取ヲ以テ支出官ニ送付シ

貯金局

其ノ證明ヲ受ケ添附シタル書類ト其ニ之カ返付ヲ受クヘシ
第九十條 歳出支拂未済繰越金月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店(特設代理店ヲ除ク)ノ取扱ヒタル歳出支拂未済繰越金ノ越高受人額、支拂額及残額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ支拂済ニ係ル小切手振出済通知書ヲ添ヘ翌月七日起ニ到達ノ日取ヲ以テ支出官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル書類ト其ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十一條 預託金月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店(特設代理店ヲ除ク)ノ取扱ヒタル預託金ノ越高、受拂額及残額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ預託金拂込書及支拂済小切手ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ翌月七日起ニ到達日取ヲ以テ出納官更ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル書類ト其ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十二條ノニ
 特設代理店ハ其ノ
 取扱タル預金
 歳出支拂未済額
 全額共金及預
 金預金月計
 貸合表ヲ明瞭
 更ノ證明ヲ受ク
 前四條ノ規定
 項ノ場合ニ之ヲ準
 用ス

第九十二條 預金部預金月計突合表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店（特設代理店ヲ除ク）ノ取扱ヒタル預金部預金中官廳ノ預金ノ越高、受拂額及殘額ヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書並支拂附小切手ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ翌月七日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ取扱主任官ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添附シタル書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十三條 預金部受拂計算表ハ日本銀行統轄店ニ於テ自店及其ノ所屬代理店ノ取扱ヒタル預金部預金ノ受拂額中第九十二條ノ月計突合表ニ掲ケサルモノヲ掲ケ毎月之ヲ調製シ預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書及支拂附小切手ノ番號及金額ヲ記載シタル書類ヲ添ヘ翌月七日迄ニ到達ノ日取ヲ以テ大藏大臣ノ指定スル官吏ニ送付シ其ノ證明ヲ受ケ添付シタル書類ト共ニ之カ返付ヲ受クヘシ

第九十四條 某月出納計算書ハ毎月日本銀行各店ニ於テ取扱ヒタル國

貯金局

庫金ノ出納額、收入額及小切手支拂額ヲ掲ケ日本銀行日本ニ於テ二通ヲ調製シ一通ニハ左ノ附屬書類ヲ添附シ翌月中ニ之ヲ大藏省ニ提出シ一通ハ之ヲ保存スヘシ

一 國庫金ノ出納ニ關スル各種月計突合表ノ副本

二 歳入金及歳出金ノ出納計算ニ付テハ一會計年度ヲ四期ニ分テ（年度經過後整理期間末ヲ合セテ五回）各統轄店別ニ自店及其ノ所屬代理店ノ取扱ヒタル收入額及小切手支拂額ヲ掲ケタル某月歳入金及歳出金ノ内譯表

三 歳入金、歳出金以外ノ國庫金ノ出納計算ニ付テハ一會計年度ヲ四期ニ分テ各統轄店別ニ自店及其ノ所屬代理店ノ取扱ヒタル國庫金ニ付國庫計算科目別受拂額ヲ掲ケタル内譯表

四 歳入金、歳出金以外ノ國庫金ノ出納計算ニ付テハ前號ノ外當該年度内ニ於ケル國庫金ノ出納額ヲ掲ケタル歳入外歳出外ノ國庫

金出納内譯表

前項附屬書類ノ様式及記入ノ方法並之ヲ提出時期ハ別ニ之ヲ定ム
第九十六條中「期間内ニ到達シタルモノニ付テハ」ノ下ニ「當該店ニ
於テ受付ヲ爲シタル日附ニ依リ」ヲ加フ
第九十七條中「送付ヲ受ケタルトキハ」ノ下ニ「當該店ニ於テ受付ヲ
爲シタル日附ニ依リ」ヲ加フ

別表「第五號書式」ヲ「第五號ノ二書式」ニ改ム
別表第十四號書式乃至第十九號書式ヲ別表ノ如ク改ム

附則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
大正十四年度ニ屬スル某月歳入金内譯表及某月歳出金内譯表ニ付テハ
仍從前ノ規定ニ依ル

貯金局

預金部預金領收證書

第 號

金

期 限 年 月 日

上記金額預金部定期預金トシテ領收候也

年 月 日

日 本 銀 行 (何 店) 印

某廳取扱主任官 (又ハ何々) 宛
理 事 者

第五號書式預金部預金領收證書 (用紙寸法美濃判四分ノ一)

143

預金部普通預金組入通知書

金 定期預金

預入年月日 年 月 日

期 限 年 月 日

上記金額 年 月 日 預金部普通預金
= 組入候也

年 月 日

日 本 銀 行 (何 店) 印

某廳取扱主任官 (又ハ何々) 宛
理 事 者

第六號ノ一書式 預金部普通預金組入通知書
(用紙寸法 美濃紙四分ノ二)

第七號ノ二書式 預金部預金利子組入通知書

(用紙寸法 美濃州四分ノ二)

預金部預金利子組入通知書

定期預金利子

預入年月日 年 月 日
 期 限 年 月 日

上記金額 年 月 日預金部普通預金
 組入候也

年 月 日

日本銀行(何店)印

某廳取扱主任官(何々)宛
 又ハ何々理事者

歳入金月計突合表

會計	所管廳	取扱廳	日本銀行(何店)別	收入額		備考
				本月分	本月迄累計	
				圓		本月分ノ内 △更正拂〇 但何々(訂正)由
				0	0	

第十四號書式 歳入金月計突合表 (半用紙半寸半裁)

證明ス

年 月 日

歳入徴收官氏名(捺)

備考 更正拂ハ收入額ヨリ控除シテ記入シ其ノ金額事由ヲ備考欄ニ朱書スヘシ

歳出金月計突合表

年度 年 月 中

年 月 日

會計 所管廳 支出官官職 日本銀行(何店) 〇

第十五號甲書式 歳出金月計突合表 (半用紙半法裁)

摘要	支拂額		支拂未済額	備考
	本月分	本月迄累計		
直拂	0	0	0	本分内 △定額戻入 0 △越額納 0 但何々(訂正事由) 支拂未済繰越 金へ 0
間地拂	0	0	0	
	0	0	0	

證 明 ス

年 月 日

支出官官職氏名 〇

備考

二 一

支拂未済繰越金へ繰越額ハ之ヲ備考欄ニ記入スヘシ
 定額戻入、更正納ハ小切手支拂額ヨリ控除シテ記入シ尙定額
 戻入ハ其ノ金額ヲ、更正納ハ其ノ金額事由ヲ備考欄ニ記入ス
 ヘシ

備考 第十五號甲書式備考ハ本書式ニ之ヲ適用ス

歳出金月計突合表

年度 年 月 中

年 月 日

會計所管廳 支出官官職 日本銀行(何店) 印

第十五號乙書式 歳出金月計突合表ハ半用紙紙判寸半法裁

摘要	支拂元受高		支拂額		残額	支拂未済額	備考
	本月分	本月迄累計	本月分	本月迄累計			
前年度ヨリ繰入	0	0					本月份内 △更正拂入 0 但何々(信正簿細)
某廳ヨリ轉換何々	0	0					
歳出							
直拂			0	0		0	
照地拂			0	0		0	本月份内 △宛差戻入 0 △更正納 0 但何々(信正簿細)
某廳へ轉換			0	0			
支拂未済繰入金へ			0	0			
翌年度へ越何々			0	0			
	0	0	0	0	0	0	

證明ス
年 月 日
支出官官職氏名 印

表合計月金繰済未拂支金出炭

中 月 年 度

日 月 年

日本銀行(何店) 職官官支 總管所 會計會

越	高	受入額	支拂額	残 額	備 考
圓 0		圓 0	圓 0	圓 0	内某年度何歳入へ 組入0

證 明 ス

年 月 日

支出官官職氏名

備考

歳入へ組入額ハ支拂額ニ併算記入シ尙備考欄ニ其ノ金額及歳入年
度ヲ記入スヘシ

第十六號書式 歳出支拂未済繰越金月計突合表 (用紙寸法
半紙判半裁)

第十七號書式 預託金月計突合表 (用紙寸法 半紙判半裁)

預託金月計突合表

年 月 中

年 月 日

所管廳 出納官吏職務氏名 日本銀行(何店)印

越 高	受 入 額	拂 出 額	残 額	備 考
圓 0	圓 0	圓 0	圓 0	

證 明 ス

年 月 日

某廳出納官吏職務氏名印

備考

出納官吏交替ノ場合ハ前任出納官吏ノ分ト後任出納官吏ノ分ト
 ヲ區分記載シ尙前任出納官吏ノ振出シタル小切手ニシテ交替後
 支拂タルモノハ後任出納官吏ノ部ニ合算シ其ノ旨附記スルモノ
 トス

備考
利子元加額ハ之ヲ備考欄ニ記入スヘシ

預金部預金月計突合表

年 月 中
年 月 日

官廳取扱主任官官職氏名 日本銀行(何店)印

種 別	越 高	受 入 額	拂 出 額	残 額	備 考
定期預金	圓	圓	圓	圓	内利子元加額0
何々	0	0	0	0	
普通預金	圓	圓	圓	圓	
何々	0	0	0	0	
何々	0	0	0	0	
何々	0	0	0	0	
	0	0	0	0	

證 明 ス

年 月 日

某廳取扱主任官官職氏名印

第十八號書式 預金部預金月計突合表 (用紙寸法 半紙半裁)

預金部受拂計算表

年 月 中

年 月 日

検閲官吏官職氏名 日本銀行(何店)印

種 別	越 高	受 入 額	拂 出 額	残 額	備 考
何々	圓 0	圓 0	圓 0	圓 0	
何々	0	0	0	0	
	0	0	0		

證 明 ス

年 月 日

検閲官吏官職氏名印

第十九號書式 預金部受拂計算表 (用紙寸法 半紙判半裁)

國甲第一六號

大正十五年三月廿五日

日本銀行國庫局長

貯金局長平塚末次郎殿

三月十六日付ヲ以テ國庫事務取扱方改正ノタメ各廳蔵出金取纏郵便局
 本行本支店所在地ノ郵便局ニ限定方及御依頼候處山口縣下ノ本行代
 埋店ハ門司支店ノ統轄ニ屬シ居リ候關係上同縣内支出官ノ發行ニ係ル
 郵便局被蔵出金支拂通知書ニシテ支拂濟ノ分ハ當行門司支店ニ於テ整
 理致度候ニ付此分ニ限り取纏郵便局ヲ下關郵便局ニ御指定相難度尙該
 支拂通知書受領ノタメ毎日一回當行門司支店員ヲ下關郵便局ニ派遣ス
 ルコトト可致此段得費意候也

貯金局

めくねす

國甲第一四號

大正十五年三月十六日

日本銀行國庫局長

中根貞彦

貯金局長

平塚米次郎殿

本行取扱ニ係ル國庫事務ノ改正方ニ就テハ客年來研究中ニ有之候處今般大藏省ノ承認ヲ得テ來ル四月一日ヨリ實施スルコト、相成申候右改正ノ重ナル點ハ各代理店ニ於ケル會計事務特殊ノ計算整理ヲ輕減シテ成ルヘク一般銀行業務トシテ取扱ヒ得ル範圍ノ事務ニ限局シ以テ預局制度本來ノ意義ニ副ハシメントスルモノニ有之從テ特殊ノ計算整理ハ本行本支店ニ於テノミ取扱フコト、相成候ニ就テハ候ニ御内議申上候如ク郵便官署取扱ニ係ル各廳受入金ノ拂込銀行名ヲ本行本支店ニ定メ

貯金局

各廳受入金ノ取扱郵便局ヲ本行本支店所在地ノ郵便局ニ限定被下候様御改正方御計相願度此段及御依頼候也

追テ右御承諾ノ上ハ實施期日ヲ本年四月一日ト致度此段併テ得貴意候也

日本銀行

郵便官署ニ於ケル各廳蔵入金蔵出金取扱規程

●各廳蔵入金取廻郵便局、蔵入徴收官並ニ各廳蔵出金取廻郵便局及日

本銀行ノ配置

一各廳蔵入金、取廻郵便局及蔵入徴收官配置表

●本表中 拂込銀行名ヲ日本銀行本支店ニ局限スルコト

二各廳蔵出金取廻郵便局及日本銀行配置表

●本表中 銀行名ヲ日本銀行本支店ニ局限スルコト

取廻局ハ日本銀行本支店所在地ニ局限スルコト

参考

蔵入ノ拂込店現在ハ三十三ヶ店ヲ十五ヶ店トスル

蔵出金ノ取廻局ハ現在百二十五ヶ局ヲ十五ヶ局トスル

貯金局